

# Environment/Sustainability/ESG

Tokyo

## Client Alert

17 April 2023

### **EU Sustainability Series (vol. 1)**

### EU 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に 関する最新情報と日本企業の対応

#### 本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈 パートナー +81 3 6271 9464 kana.itabashi@bakermckenzie.com

2022 年 12 月 14 日に公表された企業のサステナビリティ報告(CSRD)に関 する指令(EU)2022/2464 が 2023 年1月5日に発効した。CSRD は、一定 規模の企業を対象として、サステナビリティ事項に関する報告書の作成を求 める。CSRDにおける「サステナビリティ事項」とは、環境、社会、人権、 ガバナンスの要素を意味し、規則(EU)2019/2088で定義された持続可能性 要素(すなわち、環境、社会、従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗防 止、贈収賄防止に関する事項)も含まれる。一部の企業は早ければ 2025 年に も CSRD が求める基準のサステナビリティ報告書(2024年度対象)を提供す る義務が生じることとなるため、本稿では、CSRD 発効によりサステナビリ ティ報告書の提出義務を負う企業の要件を確認し、CSRD の要求事項の概要 を説明するとともに、CSRD が日本企業(欧州子会社レベル及び日本の親会 社を含むグループレベル)に、どのような影響を及ぼすかを考察する。

## 1. CSRD の適用対象及び適用開始時期

A. NFRD からの適用対象の拡大

EU では、従来から特定の大企業及びグループによる非財務情報の開示に関す る指令 (NFRD: Non-Financial Reporting Directive (EU) 2014/95) によってサ ステナビリティ情報を含む非財務情報の報告を規制していた。NFRD では、 従業員 500 人以上の公益事業体1に対し、少なくとも環境、社会、従業員に関 する事項、人権尊重、腐敗防止及び贈収賄に関する事項についての非財務報 告書を経営報告に含めることが要求されているが、法的拘束力がない。

CSRD では、法的拘束力を持たせ、以下のとおり適用対象となる事業者の範 囲を順次拡大していく点に大きな違いがある。

- (1) 従業員 500 人以上の公益事業体及び従業員 500 人以上の大規模グル ープの親会社である公益事業体(NFRD 適用会社)は、2024年1月 1日以降に開始する会計年度を対象とするサステナビリティ報告書を 2025年から提出する義務を負う。
- (2) 公益事業体を除く EU の大企業<sup>2</sup>及び大規模グループの EU の親会社 (NFRD 非適用会社) は、2025年1月1日以降に開始する会計年度 を対象とするサステナビリティ報告書を2026年から提出する義務を 負う。



山崎 ふみ シニア・アソシエイト +81 3 6271 9721 fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



ティラロンゴ アソシエイト +81 3 6271 9748 michael.tiralongo@bakermckenzie.com



アソシエイト +81 3 6271 9465 akane.ishii@bakermckenzie.com

<sup>1</sup>公益事業体とは、(i) EU 市場で株式が取引されている EU 企業、(ii) 信用機関、(iii) 保険事 業体、(iv) EU 加盟国が指定する事業体を指す。

<sup>2</sup> 大規模事業とは、以下の3つの基準のうち、少なくとも2つを超える事業である。(i) 総資産 が 2,000 万ユーロ以上、(ii) 純売上高が 4,000 万ユーロ以上、(iii) 従業員数が 250 人以

- (3) (i) 上場している中小企業<sup>3</sup>、(ii) 規則(EU) 575/2013 に基づく「小規模かつ複雑でない組織(small and non-complex institution)」と定義される中小企業、及び(iii) キャプティブ保険又は再保険会社である中小企業(いずれの場合も、公益事業体であり零細企業<sup>4</sup>でないもの)は、2026 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度を対象とするサステナビリティ報告書を 2027 年から提出する義務を負う。
- (4) EU 域内の年間売上高が 1 億 5 千万ユーロを超え、(i) EU の市場で取引される EU 子会社(零細企業を除く)、または (ii) EU 域内にあり EU 域外の法律に準拠する支店で、年間売上高が 4 千万ユーロ以上ある非 EU グループは、2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度を対象とするサステナビリティ報告書を 2029 年から提出する。

なお、EU 域内にある上記 (4) の子会社や支店は、EU 域内と EU 域外の両方をカバーするグループレベルのサステナビリティ報告書を発行し、アクセス可能にする必要がある。

#### B. 免責規定

CSRD は EU 域内に設立された法人を適用対象とするため、上記の要件を満たした外国企業の EU 現地法人も報告義務を負うことになる。しかし、EU 域外の第三国に親会社を有する場合、当該親会社が、CSRD またはその他の EU の開示基準と同等レベルのサステナビリティ開示を行っている場合には、EU 現地法人の報告義務が免除される。

#### 2. CSRD における主要な開示事項

#### A. サステナビリティ報告書の内容及び形式

CSRD は、EU タクソノミー規則5など他の持続可能性関連の EU 法令との整合性を確保しつつ、NFRD で従来求められていた持続可能性報告の内容を拡大するものである。CSRD は、ダブル・マテリアリティの概念を統合しており、対象企業は、経営報告書に、(i) 持続可能性問題に対し企業が与える影響、(ii) 持続可能性問題が企業の発展、業績、地位にどのように影響するかを理解するために必要な情報及び以下の事項を含めなければならないとしている。

- (a) サステナビリティに関する会社のビジネスモデル及び戦略の簡潔な説明
- (b) 会社が設定したサステナビリティに関する期限付きの目標の説明
- (c) サステナビリティに関する管理、経営、監督機関の役割の記述
- (d) サステナビリティに関する会社の方針の記述
- (e) 管理、経営、監督機関のメンバーに提供される、サステナビリティの問題 に関連した報奨制度の存在に関する情報

-

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 中規模事業者とは、とは、次の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを超えない企業をいう。(i) 総資産の総額が 2,000 万ユーロ、(ii) 純売上高が 4,000 万ユーロ、(iii) 従業員数が 250名。

小規模事業者とは、以下の3つの基準のうち、少なくとも2つを超えない事業者をいう。(i) 総 資産が400万ユーロ、(ii) 売上高が800万ユーロ、(iii) 従業員数が50名。

<sup>4</sup> 零細企業とは、以下の3つの基準のうち、少なくとも2つを超えない企業をいう。(i) 総資産が35万ユーロ、(ii) 純売上高が70万ユーロ、(iii) 従業員数が10名。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 規則(EU)2020/852(EU Taxonomy)

(f) サプライチェーン・デュー・デリジェンスを含む、サステナビリティの問題に関して、会社が実施するサステナビリティ関連のデュー・デリジェンスプロセスの記述

(g) 持続可能な事項に関連する会社の主要なリスクの説明

上記 (f) のサステナビリティ関連デュー・デリジェンスプロセスの記述は、EU が提案する企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD)) と並行して 運用される。この指令は、企業がバリューチェーンにおける環境と人権の悪影響を特定・防止するようデュー・デリジェンス義務を課すものである。

CSRD は、企業のサステナビリティ報告書を、詳細かつ包括的で、分野別の報告基準(ESRS/欧州サステナビリティ報告基準<sup>6</sup>)に従って作成し、デジタル形式で公表することを求めている。これにより、サステナビリティ情報の検討や企業間における比較がより容易となる。 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、欧州委員会が 2024 年 6 月 30 日までに委任規則によって ESRS を法律として採用できるよう、現在最終的な調整を行っている。

EFRAG が公表した最初の ESRS 草案は、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が作成した開示基準など、既存のサステナビリティ報告のフレーム ワークと整合していないとして、欧州の監督機関より批判を受けた。そのため、ESRS の最終草案では他のサステナビリティ報告基準との整合性が図られる可能性があるが、CSRD の適用対象となる企業やグループが、既に ESRS と異なる基準でサステナビリティ報告書を作成している場合には、 CSRD 遵守の観点から、ESRS を用いたサステナビリティ報告書を別途作成しなければならないことになる。

#### B. サステナビリティ情報の保証

企業は、サステナビリティ開示情報について、外部監査人による「限定的」 保証意見を求めることが義務付けられている。この外部監査の基準は、より 要求の厳しい「合理的」保証意見に移行することが予定されている。欧州委 員会は、2028 年 10 月までに合理的保証意見に関する基準を導入することを 計画しており、CSRD は、サステナビリティ報告の保証の質を守ることを要 求し、違反がある場合には調査や罰則の対象としている。

#### 3. EU 域内に現地法人を有する日本企業の対応

上記 1.で述べた基準を満たす EU の子会社は、CSRD への対応と報告が必要になる。 そのため、EU 域内に子会社を持つ日本企業グループにとって、まず優先すべきことは、当該子会社が CSRD の適用範囲に入るかどうか、もし入る場合には、当該子会社がいつから CSRD に基づく報告をしなければならなくなるかを特定することである。この査定は、コンプライアンス違反のリスクを回避するために、早期に開始する必要がある。(i) CSRD の対象となるEU の子会社、または(ii) EU に所在し、年間売上高が 4,000 万ユーロの支店を有する日本のグループは、EU におけるグループレベルの売上高を計算する必要がある。そして、1 億 5,000 万ユーロを超える場合は、グループレベルのCSRD 報告書を作成する必要がある。

<sup>6 2022</sup> 年 4 月、EFRAG(European Financial Reporting Advisory Group)は ESRS(European Sustainability Reporting Standards)の公開草案を発表している。CSRDでは開示項目が、ESRSでは各開示項目の詳細な内容が示される。

CSRD の開示基準に準拠するために、適用のある企業やグループは、すでに 作成している他のサステナビリティ報告書の開示基準との相違点を確認し、 自社のセクターに適用される ESRS 最終草案の公表を注視する必要がある。

また、子会社が CSRD の開示要求を満たすサステナビリティ報告書を作成及び報告を行う場合には、対応可能な社内人的ソースの確保や外部へのアウトソースの検討を含めた体制の構築に向け、早期に準備を開始することが求められる。そして、サステナビリティに関連する会社の主要なリスクや ESG デュー・デリジェンスの実施状況等について情報を集約するため、企業内における部門を超えた組織間の協働も必要となる。

さらに、EU域内の子会社が CSRD 上の開示義務の免除を受けるために、日本の親会社において、CSRD の要求を満たすサステナビリティ開示を実施していくとの対応も考えられるところである。その場合、特に有価証券報告書の提出義務を負う上場企業は、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」<sup>7</sup>と CSRD との開示基準の相違点を確認し、いずれの要求にも対応し得るサステナビリティ報告書の開示を実践していくことが求められる。

2023 年 3 月 16 日には、欧州委員会がネット・ゼロ産業法(Net Zero Industry Act: NZIA)の立ち上げを含む一連の提案を行い、また、同月 22 日には同委員会がグリーン・ウォッシュ防止を目的とした環境主張に関する指令案(Proposal for a Directive on Green Claims)を提出するなど、EU ではESG/Sustainability 分野における法整備が着々と進められており、EU に進出する日本企業は、CSRD を含む各 ESG 関連規制の施行を見据え、早期に対応を行うことが必要となる。ネット・ゼロ産業法や、環境主張に関する指令案の詳細については、今後のアラートにて紹介させていただく予定である。

-

<sup>7 2023</sup> 年 1 月 31 日に公布・施行された改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」は、2023 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される予定である。